大盟休後の八幡製鐵所

休業發表の夜

在郷軍人職工の警戒隊組織

就業職工家族危難の噂に脅さる

更に不穩の職工七名檢束を受く

大盟休後の影響を受け[illegible]所にては七日午後四[illegible]長官の電命に依り各[illegible]の職工に對し一齊に訓[illegible]職工の脅威誘惑に對[illegible]十分の注意を拂ふべきを示し[illegible]の要望事條に就き參考とし[illegible]の意のある處を印刷物と[illegible]し午後六時の交替には書[illegible]の爲め入所せり職工全部一[illegible]人は穩かに

出門し　同六時よりは命[illegible]五百卅四人の職工入門し[illegible]の工場に入り何れも作業に[illegible]たる結果同夜所内一帶最も靜[illegible]に歸したるもの、如くなりしが[illegible]所にては七日夕刻より各工場[illegible]在郷軍人職工を召集し一隊を組[illegible]して各自左腕に白紐を結び先頭[illegible]在郷軍人旗を押し立て各工場を[illegible]して萬一を警戒せり同夜十一[illegible]

[illegible]官隊が發現し警戒に當り遂に不穩の行動に出でたる職工七名を檢束せり斯くて同夜は漸く靜穩に歸し八日午前六時の交替に至るまで無事なるを得たり而して之より先製鐵所にては七日夜勤より八日の晝夜勤の

休業を　命じたる職工等に對しては全部の給料を支給する外特に出勤を命じたる左の各工場に勤務する職工職夫に對しては日給額の二日分を支給することを示達せり

▲熔鑛課全部▲同課運輸掛全部▲同課東田工場一部▲直流發電所一部▲第一第二汽罐場全部▲第一第二瓦斯汽罐場▲第一第二餘熱汽罐場▲同附屬鋼筒室▲電氣課全部▲上深谷鋼筒室▲水栓番全部▲運輸課一部▲監理部一部

大鐵槌の響全く止む

只少數の煙突より薄く弱き煤煙

製鐵の命脈僅に繋がる

八日午前六時の交替に際しては前日の命に依り重要機關たる熔鑛爐を中心として作業せしむべき一部職工及職夫のみを限り入所せしむる事となり同時刻には職工千九百名職夫及人夫七百名の入所を見たり之等の職工等は何れも熔鑛爐を中心として骸炭場送風工場中央汽罐發電所等唯僅に製鐵所の作業に[illegible]るに過ぎず他の工場に於ても僅に機罐の命脈あるのみなれば殆んど製鐵所の全工場は休業を爲したる[illegible]

[illegible]の警戒は些も緩む處なく前日同樣隊伍を編成して作業中の工場を警戒職工職夫等は何等の防害者に乘ぜらるゝことなく作業を終り午後六時晝勤職工たる七日夜と同樣の入門職工と交替を終れり

覺書には意見は無い

檢束職工今後の處置

南部文書課長談

七日午後四時を期し作業中の職工に配布せる製鐵所の覺書に就き中川次長に代りて南部文書課長は語る「製鐵所が頒布せる覺書に對して之を受けたる職工よりは何等の所感を述ぶるものあるを認めず之に對して意見等を提出すべき道理なきものと思惟せり本所の職工を以て組織し七日發會式を擧げたる同志會の如きは一言も覺書に關して言爲せざりしと聞けり此の覺書を頒布したる理由は五日鳥居某以下四名の職工より五ヶ條の嘆願書を次長の許に提出するものあり其の結果に就き七日午後六時を期して一般職工が不安の色ありしを認[illegible]して本所の職工なり職夫なりの義を有する者に對しては素より他の職工等と同樣入所せしむる者也

凝結せる熔鑛爐

二塔共仕直しの外策無し

其損害と影響は莫大のもの

大同盟罷業の爲め製鐵所の最重要機關たる熔鑛爐の中二塔は遂に熔鑛凝結するに至り七日以來火入を中止せるが熔鑛爐の保護に就きては製鐵所に於ても最も注意を嚴にせし處にて之れに關し直接熔鑛爐の作業を監督せる某技手は曰く「七日午後に至り遂に二本の熔鑛爐が凝結して了ひました元來熔鑛爐は火を入れないやうになつても十時間は別狀を呈しないものですがそれ以上を經過すれば熔鑛の凝結を來たして如何とも策の加え樣がありません凝結した爐は之れを叩き破つて取出し更に新に始めから入れ直す外はありませんが一本の爐を建設するのに二百萬圓を要したと云はれて居ます尚ほ現在六本の熔鑛爐の外に昨年から更に一本新設中のものがありますが竣成までには猶時日を要する見込ですが熔鑛爐は云ふ迄もなく鐵鑛を熔解せしむる重要な機關ですから二本の爐が凝結すれば其の影響は決して尠ないものではないと思はれます」

首謀者七名

達檢事正以下各檢事は七日更に福岡地方裁判所金子檢事飯塚區裁判所後藤檢事の應援を得引續き徹宵取調中なりしが七日夜半に至り左の七名は遂に起訴さるると同時に令狀を執行され豫審判事の手に渡されたり

▲勞友會長淺原健三▲同副會長西田健太郎▲同幹事吉村眞澄▲同席海榮一▲坂本央▲同鳥居重樹▲同住芳一

此れが爲め小倉區裁判所よりは八日午前十時自動車にて平田河野兩豫審判事數名の書記を從えて八幡に來り直に八幡署に入り假豫審廷を開き取調を開始せり尚ほ午後よりは檢事局と打合せの結果更に自動車を驅り八幡市中某々方面に向つて嚴重なる家宅捜索を行へり

更に各地より憲兵增派

各憲兵隊より五十三名

警保局事務官視察

製鐵所事件警戒の爲七日迄來援せる福岡縣各警察署及警察部よりの應援警官は五百四十六名に達した